

## 耐震化状況一覧表の用語説明

### 構造

R C	鉄筋コンクリート造
S	鉄骨造

### 新制度

新制度	新耐震基準制度の略。昭和56年6月の建築基準法制度改正後の耐震基準を新耐震基準制度と表記しています。表では、該当するものを二重丸で表しています。
-----	--

### I s 値

I s 値	その建物が地震にどのくらい耐えられるかを表す指標。建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される構造耐震指標で、その最小値を表記しています。値が大きいほど耐震性が高いことを示します。
-------	--

### 耐震化対策が必要な建物

旧建築基準法適用の建物で耐震診断の結果、I s 値が0.7未満の建物

<ul style="list-style-type: none"><li>旧建築基準法適用の建物 昭和56年以前の耐震基準で設計された建物（昭和56年6月 建築基準法・施行令改正）</li><li>I s 値（構造耐震指標） 耐震改修促進法の基準では、I s 値0.6以上で耐震性能を満たすとされますが、学校施設については、児童・生徒の安全性、避難場所としての機能性を考慮し、I s 値0.7以上を確保する必要があります。</li></ul>
--

### I s 値に応じた地震に対する安全性の目安

0.3未満	大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が高い。
0.3以上0.6未満	大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性がある。
0.6以上	大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低い。

大規模な地震・・・震度6強から震度7程度の地震を想定しています。